広報にいつ
発行所 新津市役所
発行人 鍋田繁雄
電話 代表 530番
印刷所 東洋舘印刷所
毎月一回 発行

人口動態

(昭和35年3月末日現在)

人口	57,746
世帯数	10,769

(12月中)

出生	83	死亡	37		
婚姻	52	離婚	4		
転入	295	転出	128		

35年度予算成る

総額六億二千八百万円

建設事業執行に配慮

再建終了の第一年度

市長の予算説明

鍋田市長

三月定例市議会は十一日に開会し、昭和三十五年度一般会計三億四千六百三十三万七千四百七十円、特別会計二億八千二百二十四万二千五百四十円、合計六億二千八百五十七万九千円、(四時追加分を含む)の予算をはじめ、六十数件の議案が上提されました。当初予算委員会に付託、慎重審査の結果、三十日の本会議でそれぞれ原案どおり可決、三十五年度予算は成り立しました。その他二十数件の請願陳情もそれぞれ決定し、二十日間にわたる会期を閉じましたが、以下は鍋田市長の予算説明であります。

他市より低い税収

政市の財政事情

予算編成の基本方針については、既任以来たびたび申上げており、新年度予算のいつてもまた同様の方針を堅持しておりますので、繰り返し申上げますまい。ただ、昭和三十五年度は再終了下位から三番目であります。最上位市の一人当り額四千八百五十七円より二割以上低い額であり、当市が一人当り額四千二百七十円よりも一割四分低い額であり、当市が いかに一般財源に恵まれていないかがはっきりとうかがえるのであります。

行政費用を中心とするいわゆる当市の財政について、昭和一年、事業第一主義のもとに事務事務費の節約に年々努めてきています。その結果は大不平度の第一次、第二次、第三次、第四次の地方財政再建計画の実施に大きな力となりまして、五カ年間の平均一人当り額四千二百七十円、五年目五十七円より二割四分低い額であり、当市が いかに一般財源に恵まれていないかがはっきりとうかがえるのであります。

決算状況で見ますと、市の基礎的収入である市税および地方交付税収入額は約額二億一千百三十一万二千円で市民一人当り一万六千八百円となりまして、一万六千円より二割方低くなっております。

また、国・県支出金に大きく左右されますので当市では六千七百九万二千円の収入を見ました。この額は市民一人当り一万二百六十五円となり、県下二十市の四番目であります。県下二十市の平均一人当り額九百七十七円より一割九分多くなっています。

以上のような財政事情下で智恵はじめ市民各位のご協力を得まして今年は昭和三十四年度で再建債四千三百万円の償却を完了しまして、新年度に再建完了の確認を受けることになり、財政的にも再建債償還のために予定していた一般財源一千六百三十三万九千円が余りとなるのですが、前述の財政事情を考慮しまして、この余剰財源は義務費で補助金の増、家屋にある公債費の内容は二千五百円余円を見込んだ増に一部振向けたほかは出来ない限り建設事業を中心とした市民サービスの努力として次第であります。

財源不足には減債ならびに一般市民の要望におこたえる例なかったことと思われます。

市税600万円自然増

償却資産では四十万円減

次に予算の内容について一般会計から逐次ご説明申上げます。

そこで歳入から主な点を申上げます。

市税＝については財政資料をご覧ください。

十分検討し、三十四年度最終追加更正差引現計見込み予算額(以下「本年度」という)に比べ、三十五年度分(以下現年度という)において六百四十八万七千余円の増、過年度分において二万七千余円の増、滞納繰越分において五十万四千余円の減となりました。その内容の主なものとしましては、

市民税＝については、税率は据置と

なお予算には直接関係ありませんが非常の統一と機構簡素化のため関係官吏より指示徴告があります。

また、国・県支出金については、

市税＝については、

次に、一般会計を性質別に分析しますと、まず歳入においては一般財源で市税および地方交付税収入額は職員の給与改訂分の地方交付税を見込まれたことから増加分が三百二十六万四千円、その結果は、財産収入では処分財産の減少から二百四十三万三千余円の減収となりました。

職員の給与改訂分を見込まず

一般会計の分析

次に一般会計を性質別に分析しますと、まず歳入においては一般財源で市税および地方交付税収入額は職員の給与改訂分の地方交付税を見込まずに